

「あきたの健康と医療を守るプロジェクト」に関する連携協定

秋田県（以下「甲」という。）と、株式会社トラストバンク（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が推進する「あきたの健康と医療を守るプロジェクト」に対し、乙が運営する「ふるさとチョイス」、「ガバメントクラウドファンディング」及び「企業版ふるさとチョイス」などのサービスを有効に活用して支援を行うことで、その必要な財源の確保を図り、もって甲における県民の健康寿命の延伸及び持続可能な医療提供体制の構築に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力し実施する。

- がん死亡率 28 年連続ワーストの本県における検診受診率向上の機運醸成のため、県外の子世代から県内の親世代への「親孝行検診」を返礼品とする寄附の募集
- 持続可能な医療提供体制を構築するための寄附の募集
- 誰もが健康的に自分らしく暮らせる社会の実現」に向けた寄附の募集
- (1) から (3) の寄附の募集に関する広報活動及び情報発信活動
- (1) から (3) の寄附を活用して実施した事業の進捗・成果について寄附者への報告

（実施体制）

第3条 本協定に基づく取組みを円滑に推進するため、甲及び乙は、以下の体制を構築し、業務を担うものとする。

- 甲は、寄附の募集、秋田県内の各種調整、事業実施、関係者連携等の業務を担う。
- 乙は、寄附受付・情報発信支援・システム運用など甲の行う (1) に規定する業務の支援等の業務を担う。
- その他、甲乙が協議のうえ、第1条の目的を達成するために必要な業務を担う。

（成果および知的財産権）

第4条 本協定に基づく取組みの過程で生じた成果物の権利帰属については、協議のうえ定める。

（情報共有および秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に関連して相手方から提供を受けた機密情報を厳重に管理し、第三者に漏えいしないものとし、また、本協定の目的以外には使用しない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれも特段の申し出がない場合は、1年ごとに自動更新する。

2 本協定は、甲又は乙の代表者（首長または代表取締役）が交代した場合であっても、当該交代にかかわらず引き続き有効とする。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、本協定を解除することができる。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年（2025年）12月9日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

鈴木健太

乙 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社トラストバンク
代表取締役社長兼 CEO

大井潤